

# 新座市自治憲章条例

## 市民参画と協働の10年の歩み



平成28年10月

新 座 市

# 目 次

1	はじめに	1
2	市民参画と協働に係る取組の状況について	2
(1)	ボランティア・地域活動の活性化	2
(2)	町内会活動の活性化	5
(3)	協働の担い手の拡大	7
(4)	未成年者の参画・男女共同参画の推進	9
(5)	市政への理解の促進	11
3	市民参画と協働の更なる推進に向けて	13
(1)	ボランティア・町内会活動等の推進	13
(2)	市政情報と市民意見の共有の促進	14
(3)	市政への関心と参画意欲の向上	14
<資料編>		
	新座市自治憲章条例	16
	第13回新座市民意識調査（平成25年12月）（抜粋）	20

# 1. はじめに



新座市自治憲章条例（以下「条例」という。）は、市民、市議会及び市の3者の協働による自治の推進を図り、人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現を目指し、平成18年11月1日に施行されました。条例では、市民の権利や責務、市議会及び市の責務を始め、市の理念や、市民が市政に参画・協働していくために市が行うべきこと、市政運営を進めるために必要な基本的事項等について定めています。

市では、市民参画と協働による自治の推進に向けて、条例の施行前から、市長市政懇談会の開催、市長への手紙・ファックス・メール制度などによる意見募集や、パブリック・コメント制度、審議会等における市民委員の登用、附属機関等の会議の公開、町内会活動への支援などを実施してきました。

条例施行後は、こうした従来の取組の発展・拡充に加え、新たな制度を導入するなど、市民参画と協働の更なる促進に努めてきたところです。

また、市政運営に当たって最も基礎となる計画であり、平成22年度に策定した、第4次新座市基本構想総合振興計画（推進期間：平成23年度～平成32年度）においても、まちづくりの三つの重点戦略の一つとして、「連帯と協働によるまちづくり」を位置付け、市政運営を推進してきました。

そこで、平成28年11月1日に条例施行10年の節目を迎えるに当たり、こうした市民参画と協働に係る市の取組について、これまでの10年間の歩みを振り返り、成果や進捗が見られるなど、特に着目すべき内容を整理するとともに、条例の更なる推進に向けた今後の方向性等をご案内します。

## ○市民とは？

居住や住民登録、納税の有無などにかかわらず、本市の自治やまちづくりにかかわる個人や団体（市内に事務所・事業所を有する法人のほか、町内会・PTA等も含む。）を幅広く対象としています。

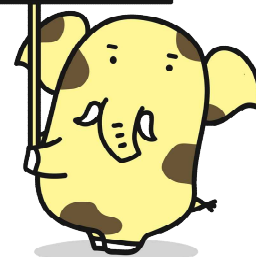
## ○参画とは？

市の政策等の立案、実施及び評価の過程に加わっていくことをいいます。

## ○協働とは？

それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいいます。

平成28年11月1日  
新座市自治憲章条例  
施行10年



新座市イメージキャラクター  
「ソウキリン」

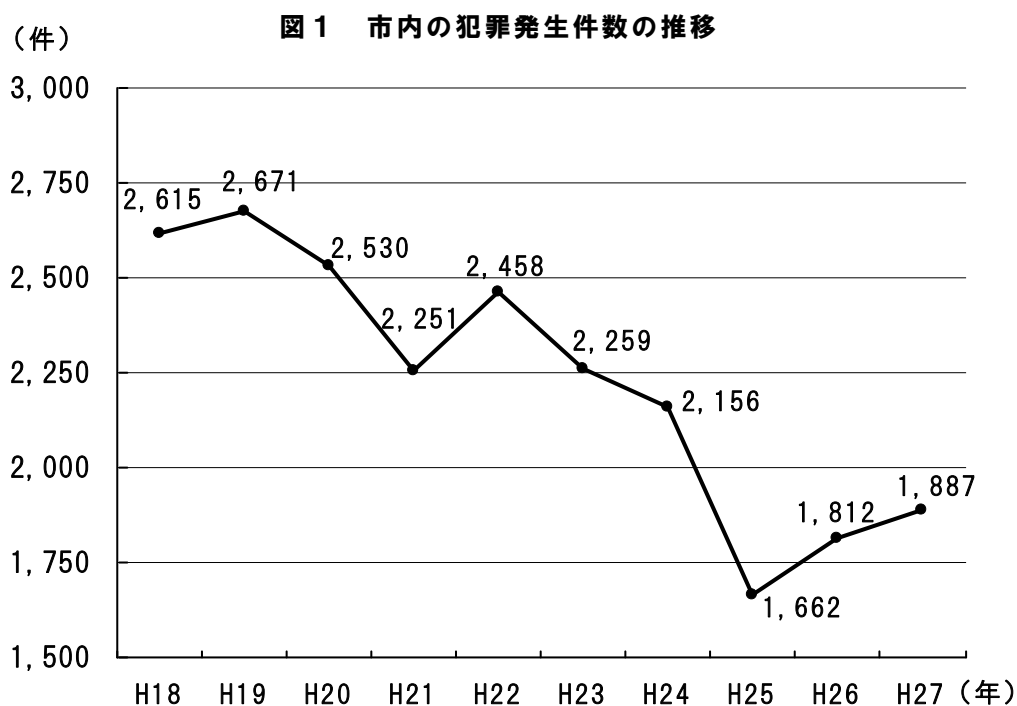
## 2. 市民参画と協働に係る取組の状況について



### (1) ボランティア・地域活動の活性化

本市では、市民の市政への参画意識が以前から高く、多くのボランティア団体に環境、防犯、防災、観光を始め、様々な分野で市政の一翼を担っていただき、市民と市との協働によるまちづくりが進められています。

その一例として、自主防犯パトロールの取組を見ると、町内会やPTA、事業者といった89の団体により、各地域において自主的な見守り活動が行われています。市や警察の取組に加え、こうした地域の自主的な防犯活動によって、市内の犯罪発生件数は、平成18年の2,615件から平成27年には1,887件と約28%も減少しました(図1)。こうした点からも、自主防犯パトロールの取組が地域における犯罪の抑止、未然防止につながっていることが分かります。



資料：新座警察署

自主防犯パトロール



市では、このようなボランティア活動等への参加を広げ、新たな担い手を増やすため、市民とボランティア団体等との橋渡し役として平成19年4月にボランティア推進室を設置しました。さらに、ボランティアに限らない地域活動を希望する方の様々なニーズに対応するため、平成21年4月にはボランティア・地域活動支援室に改称しました。この支援室では、情報紙「にいざの地域活動だより」の発行など、ボランティア・地域活動に係る情報の収集や発信に取り組んでいます（「にいざの地域活動だより」は、市ホームページでご覧になれます。）。

また、平成20年4月から市民公益活動補償制度（ボランティア保険）を開始し、市民が安心して各種活動に参加できるような支援を行うとともに、平成21年2月からは、地域活動への参加のきっかけづくりとして地域デビューセミナーを開催しています。

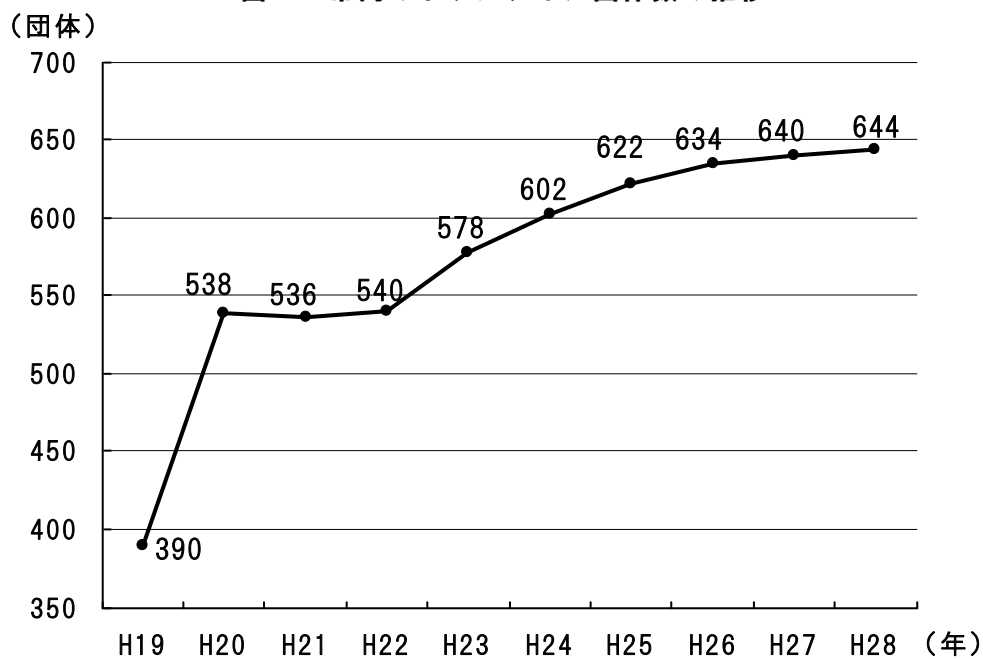
さらに、市民の生涯学習の場の一つとして実施している新座市民総合大学においては、修了生の中の希望者に対して、環境保全協力員や観光都市づくりサポーター、グリーンサポーター、にいざの元気推進員、子どもの読書応援サポーターなど、それぞれの学習の成果をいかした「サポーター」を委嘱し、地域活動を担う新たな人材の育成を進めています。このサポーターの活動の一例として、観光都市づくりサポーターは、野火止用水周辺の清掃活動やカブトムシの里づくり、観光ボランティアガイド、“すぐそこ新座”春まつり等のイベントスタッフなど、様々な活動を行っており、市と連携した観光都市づくりの発展に取り組まれています。

◆サポーター委嘱者数				
環境保全協力員	観光都市づくりサポーター	グリーンサポーター	にいざの元気推進員	子どもの読書応援サポーター
88	175	75	65	149

資料：環境対策課、観光推進課、みどりと公園課、長寿支援課、中央図書館  
(平成28年4月1日現在)

こうした取組の成果もあり、市内のボランティア団体は、平成28年には644を数え、集計を開始した平成19年から着実に増加を続けています（図2）。

図2 市内のボランティア団体数の推移



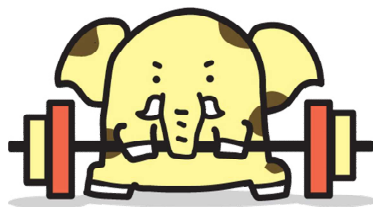
資料：コミュニティ推進課（各年9月1日現在）

※ 平成20年から集計方法を変更したことに伴い、数値が増加している。



ボランティア・地域活動支援室

たくさんの団体が活躍しているゾウ☆みんなもボランティア・地域活動にどんどん参加してくれると、オイラうれしいゾウ♪



## (2) 町内会活動の活性化

明るく住みよい地域づくりをする上で、町内会には地域コミュニティの核となる重要な役割を担っていただいております。特に、本市の町内会加入率は、近隣市と比較しても高い水準を維持し、町内会ごとに活発な活動が行われています。

そうした町内会の活動の拠点となる集会施設については、町内会活動のほか、サークル活動や研究会、懇談会等を行う場としても広く、気軽に利用され、市民の交流やコミュニティ活動の促進に役立っています。

そこで、市では、これまで集会所及びふれあいの家の整備・充実を進めてきたところであり、下記のとおり、この10年間で12施設の新設、建替えを行いました。その結果、現在では市内61町内会に対し、43の集会所及びふれあいの家が整備されています。

また、集会所については、利用申請の受付や鍵の貸出しなどといった管理業務を平成9年度から順次地元の町内会に委託し、利便性の向上を図るとともに、地域の施設を自ら管理することによる自治意識の高揚にも努めています。

### ◆平成19年度以降に新設、建替えを行った集会所・ふれあいの家

#### 【新設】

馬場集会所、栄五丁目集会所、野火止中集会所、野火止四丁目集会所、野火止一丁目集会所、東三丁目集会所

#### 【建替え（移設含む）】

片山集会所、石神集会所、野寺集会所、栗原六丁目集会所、北野ふれあいの家、新座ふれあいの家

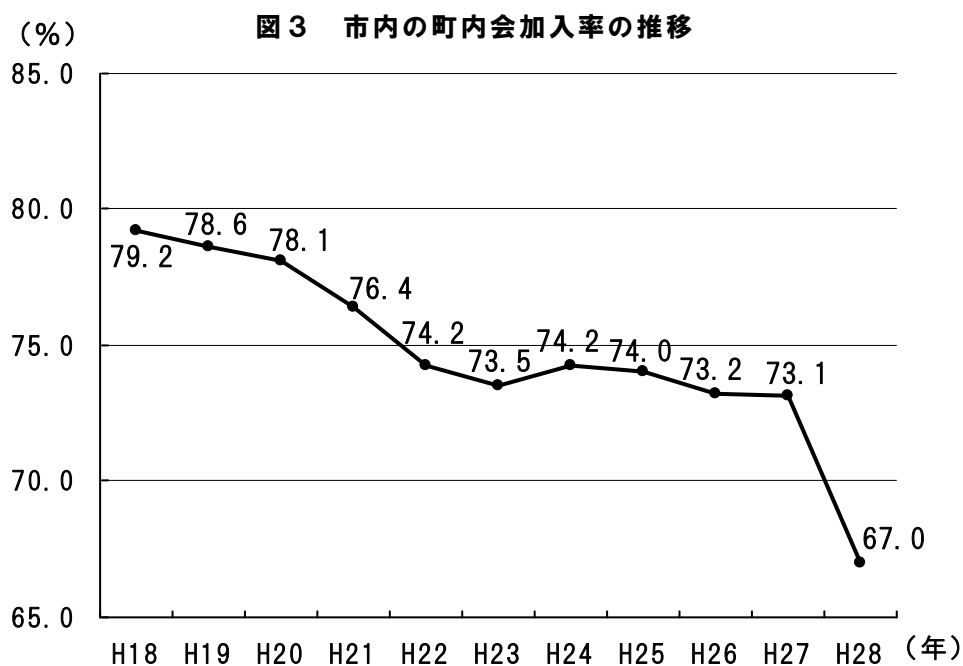
しかし、一方で、近年のライフスタイルの多様化や意識の変化などから、町内会の加入率の低下が年々進み（図3）、地域のつながりの希薄化や地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。

そこで、市では、町内会連合会と連携を図り、町内会加入の案内チラシや啓発品を作成して主に市民課での転入手続の際に配布するほか、市ホームページに各町内会の活動情報を掲載し、町内会活動に関心を持っていただくきっかけづくりを行うなど、町内会への加入促進に取り組んでいます。

また、平成26年8月には、町内会連合会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部及び市の3者による「新座市における町内会への加入

促進に関する協定」を締結し、同支部加盟店に町内会への加入案内に協力していただいています。

さらに、地域との連携を深め、地域コミュニティの更なる活性化を目指し、地域と行政の橋渡し役として市職員が地域に出向く、地域担当職員制度を平成28年度から開始しました。この制度では、市の職員が町内会の会議に参加する中で、市政に関する情報を提供するほか、地域の課題等を把握して関係各課との連絡調整を行うなど、地域コミュニティ活動の側面からの支援に取り組んでいます。



資料：コミュニティ推進課（各年1月1日現在）

※ 平成28年は、加入率の算出方法を変更した（外国人のみの世帯数を含めるなど）ことに伴い、数値が減少している。



野火止一丁目集会所



### (3) 協働の担い手の拡大

本市では、市内の大学や企業・団体等の主体を地域の一員、また、協働の担い手として捉え、これまで様々な連携を進めてきました。

その一例として、市内に所在する3大学と「市と大学との連携協力に関する包括協定（※）」を締結し、福祉、教育、文化、スポーツ、環境、防災、観光など幅広い分野において連携協力を図り、地域社会の発展と人材育成に取り組んでいます。具体的には、市が主催する事業等への参加協力、大学公開講座の開催、市の各種会議等における大学教授等の出席、大学施設の市民への開放（立教大学セントポールズ・アクアティックセンター（室内プール）、十文字学園女子大学サッカーグラウンド）など、62の連携事業（平成27年度）が行われています。

#### ※ 市と大学との連携協力に関する包括協定（締結年月）

- ・ 十文字学園女子大学（平成19年12月）
- ・ 跡見学園女子大学（平成20年4月）
- ・ 立教大学（平成22年10月）

また、防犯や防災の分野においても、市内の企業・団体等と協定を締結するなど、積極的に連携を図り、市民が安全に、安心して暮らせるまちづくりを協働により推進しています。

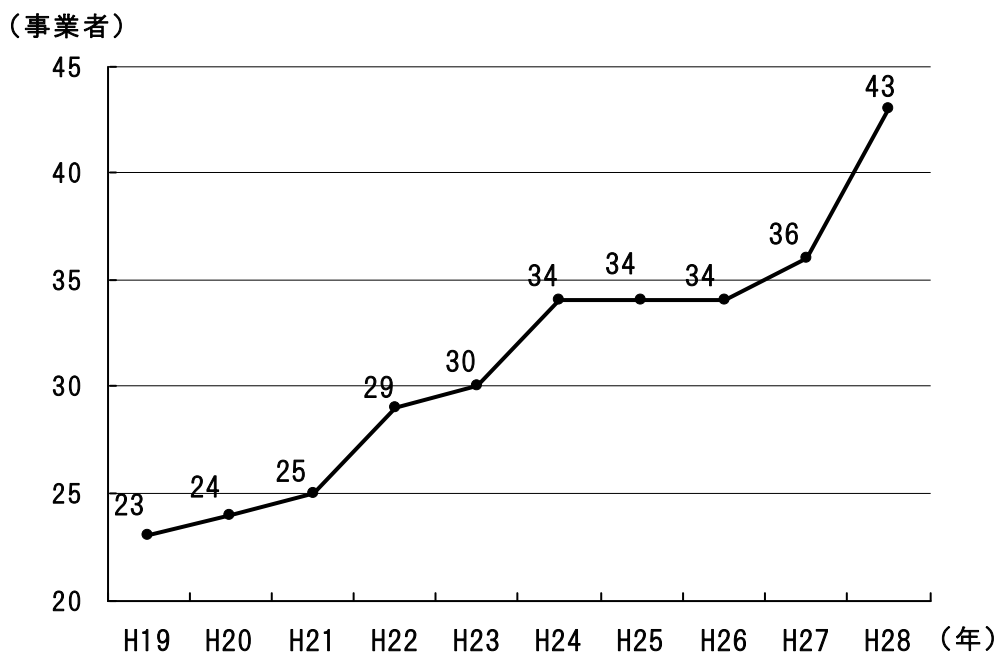
防犯面においては、「(1) ボランティア・地域活動の活性化」の中でも触れたとおり、企業・団体等と「新座市防犯のまちづくり協定」を締結し、自主防犯パトロール団体として防犯活動への参画が進んでいます。

また、平成25年からは、電気・ガス・水道事業者、新聞販売店といった日常的に家庭を訪問する機会が多い事業者と「新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定」を締結し、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の方などの地域での見守りに協力していただいています。事業者が訪問先の異変に気付いた場合には、速やかに市や警察、消防に通報する体制を整えており、平成25年に38事業者と協定を締結してスタートした後、平成28年9月現在40事業者にご協力いただいています。

防災面においては、多くの企業・団体等と「新座市との災害時協力に関する協定」を締結し、災害時における飲料水・生活用水の提供、食糧・医薬品等の調達など、防災体制の強化に連携して取り組んでいます。こうした

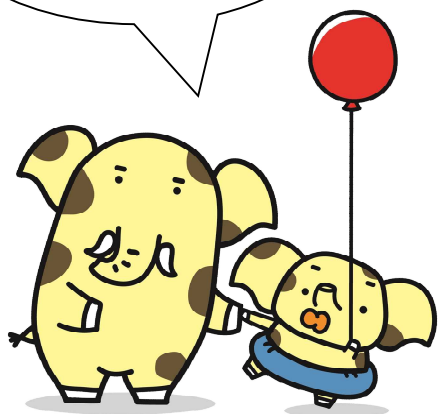
事業者との災害時協力に関する協定の締結数は、平成28年には43を数え、平成19年の23から、ほぼ倍増しています（図4）。

図4 市との災害時協力に関する協定事業者数の推移



資料：市民安全課（各年4月1日現在）

地域みんながまちづくりの  
主役☆一緒に協力して、  
新座のまちを  
発展させていくソウ♪



子ども大学にいざ



災害時協力に関する協定調印式

## (4) 未成年者の参画・男女共同参画の推進

年齢や性別にかかわらず、全ての市民が市政へ参画する権利を有しており、また、市民参画と協働を推進するための環境を整備する上では、特に、未成年の参画と男女共同参画への配慮が重要です。

そこで、未成年者の市政への参画の機会として、小学生・中学生議会や市内3大学（跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学）の学生と市長との懇談会などを継続して実施してきたところであり、未来を担う子どもたちや学生ならではの自由で柔軟な発想を市政に反映するとともに、市政への理解と関心が高まるよう取り組んできました。

また、本市では、平成12年に埼玉県下で初めてとなる新座市男女共同参画推進条例を制定するとともに、平成13年には男女共同参画都市を宣言し、女性も男性も、性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らすことができる豊かで活力ある男女共同参画社会を目指してまちづくりを進めてきました。

自治憲章条例の施行後も、情報紙「For You」の発行や、男女共生フォーラムを始めとした各種講座・講演会の開催など、様々な形で市民の市政に対する理解の促進に取り組んできました。さらに、市の政策や計画の形成過程においても、男女共同参画の観点から各種会議等に積極的に女性委員をメンバーに加えてきた結果、その比率は平成18年の24.2%から平成28年には32.4%に上昇しました（図5）。

お年寄りも若者も子どもたちも、女性も男性も、みんなに参画してほしいソウ♪

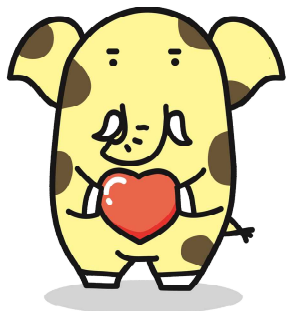
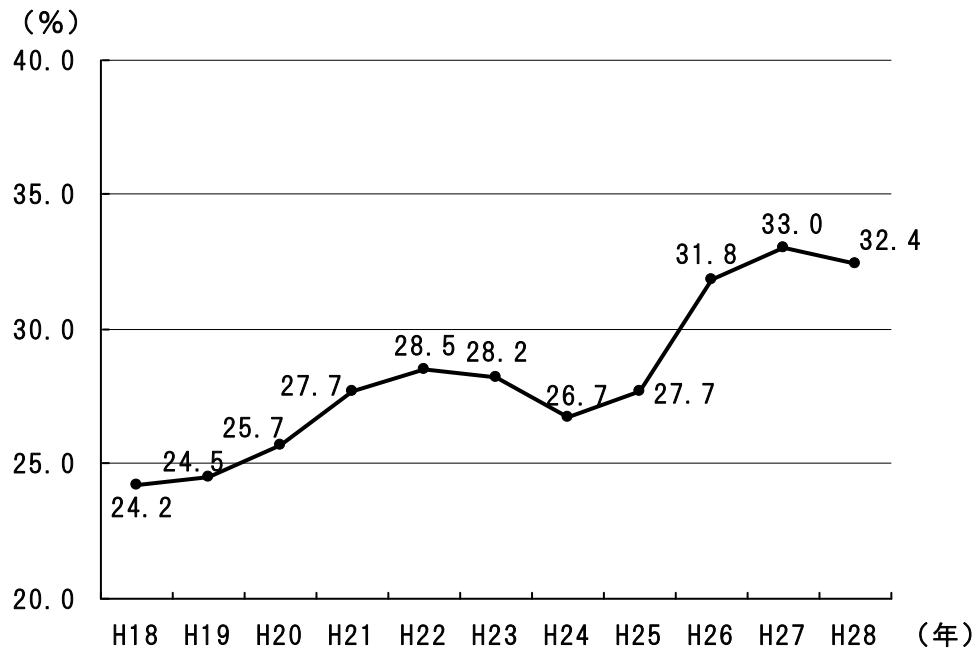


図5 審議会等における女性委員比率の推移



資料：人権推進課（各年4月1日現在）



小学生議会



女性のためのエンパワーメント講座

## (5) 市政への理解の促進

市民の市政への参画及び協働を推進するためには、市政に関する情報を的確かつ積極的に発信し、市政への理解や関心を深めるとともに、市政参画の意欲を高めていただくことが重要です。

そこで、市では、公文書の開示や各種の会議及び会議録の公開、市役所の情報公開総合窓口における市政関係資料の閲覧機会の提供等に取り組んできました。条例施行後の平成19年4月からは、庁議（市幹部職員による重要事項の審議・決定を行う会議）や幹部連絡会議（市各部局の情報伝達、意見交換を行う場として毎週開催）の市民への公開を開始しました。

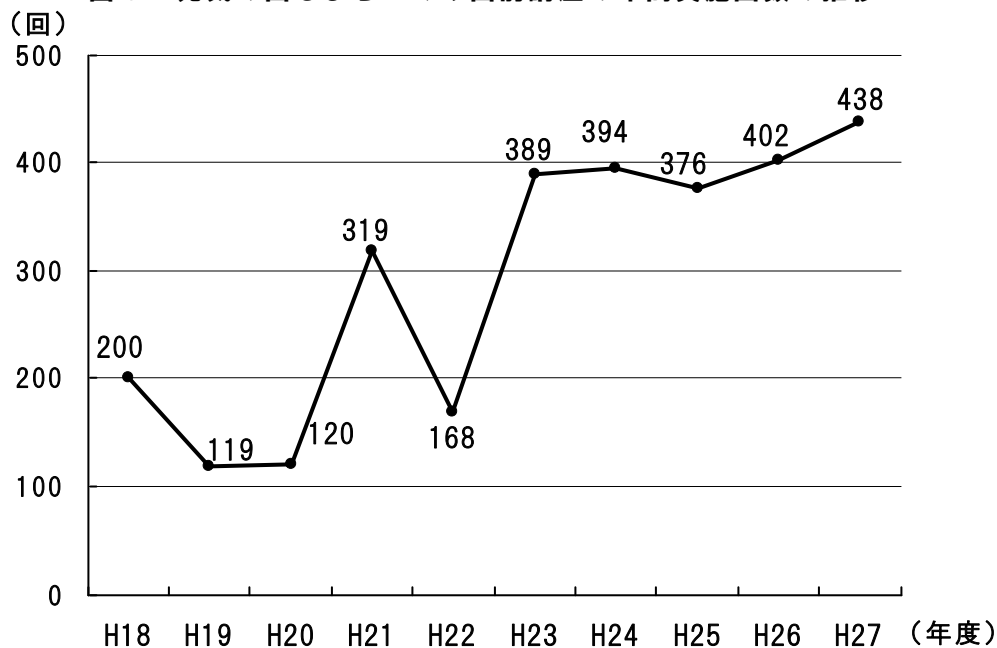
また、市政情報を発信するための機会として、広報にいざを随時見直しており、平成26年5月号から、A4判からタブロイド判へサイズを大きくし、カラー印刷を導入するとともに、市民にとって有益な情報等を特集記事として掲載するなど、読みやすく、親しみやすい紙面づくりを行っています。さらに、平成28年5月号からは市内全戸への配布を開始し、市政情報の確実な伝達に取り組んでいます。

市ホームページについては、平成24年度に全面リニューアルを行い、掲載情報を整理し、より見やすく、使いやすいものに改善するとともに、新たに部署ごとに個別のページを設け、各部署それぞれが管理を行うことで、これまで以上に速やかな掲載情報の公開・更新が可能となりました。

このほか、ツイッター（平成22年11月から）やフェイスブック（平成26年5月から）といったソーシャルメディアや、スマートフォン・タブレット端末向けのアプリケーション（マチイロ（平成28年3月から）等）など、多様な媒体を有効活用しながら、積極的に適時適切な情報発信に努めています。

また、市政に関する理解を深めていただくための取組として、市職員等が市民主催の集会等に出向き、市政の説明や職員の専門的な知識をいかした実習等を行う「新座市元気の出るまちづくり出前講座」を実施しています。この出前講座の実施回数は、平成18年度は年間200回でしたが、平成27年度には438回と倍増しており（図6）、これは、市政への理解を深める機会の増加に加え、市民の市政への関心、参画意識の高まりといった成果として捉えることもできます。

図6 元気の出るまちづくり出前講座の年間実施回数の推移

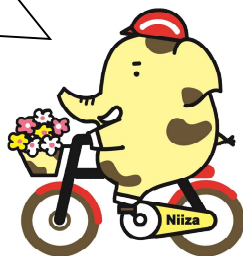


資料：生涯学習スポーツ課



市ホームページ

みんなも、オウラみたいに耳を大きくして市の情報をキャッチしてほしいゾウ♪



「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えたまち にいざ No.994

平成28年 2016年 10月号

今月号の注目トピックス

- 鈴木市長所信表明 P2
- 「新座の秋」を満喫しよう！～みんなで楽しむ市民まつり特集～ P3

目次

- おひさし ..... P4～7、P14～15
- For You ..... P8
- 保健センター通信 ..... P9
- 公民館通信 ..... P10
- 子育て通信 ..... P11
- 相談いろいろ、消費生活情報 ..... P12
- Niiza Photo Gallery ..... P13
- 新座の秋イベント満載！お祭り、お祭り、お祭り ..... P16

特集  
「新座の秋」を満喫しよう！  
～みんなで楽しむ市民まつり特集～

住居の申し込み・印鑑登録証明書などのコンビニ交付が始まります

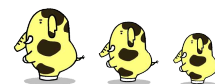
住居の申し込み・印鑑登録証明書などのコンビニ交付が始まります。これは、住民の利便性を高めるための取り組みです。詳しくは、市役所市民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
市民生活課 電話：048-424-2677  
税務課 電話：048-477-1118

ホームページ http://www.city.niiza.lg.jp/ Twitter http://twitter.com/Niiza.city Facebook http://facebook.com/Niiza.sanama

広報にいざ

### 3. 市民参画と協働の更なる推進に向けて



市民参画と協働に係る取組のこれまでの10年間の歩みを振り返り、その成果を整理・確認した結果、市民の皆さんの協力の下、条例施行前から実施している取組の発展・拡充に加え、新たな取組についても積極的に展開されており、おおむね条例の趣旨に沿って進められてきたものと考えられます。こうした取組を今後も更に活発に展開していくため、以下の3点から市民参画と協働の今後の在り方について考えます。

#### (1) ボランティア・町内会活動等の推進

平成18年11月の条例施行からこれまでの10年間の市を取り巻く状況として、長引く景気の低迷による市税収入の伸び悩みや高齢化による医療・介護などの社会保障経費の増加等に伴い、厳しい財政状況の中での市政運営が強いられてきました。その一方で、地方分権の進展、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり、情報化の推進、ライフスタイルの多様化などを背景に市民ニーズの複雑・多様化が進んでいます。

そうした市民の多様なニーズに対して、市のみでは必ずしもそれらに効果的に対応しきれないことも考えられる中、本市では、年々増加しているボランティア団体などの活動が活発に展開され、多くの市民に市政の一翼を担っていただいていることは市の大きな財産であり、条例の趣旨に沿った取組であると考えられます。今後も市民が主体となった自治の実現に向けて、市民を始め、企業・団体等の協働の担い手の拡充に積極的に取り組み、引き続き活発な活動が展開されるよう、連携を深めていくことが大切です。

一方、地域コミュニティの核となる町内会については、近隣市に比べて高い加入率を誇っているものの、その率は近年低下傾向にあり、また、担い手の高齢化も見受けられることから、町内会活動の支援に加え、町内会連合会と連携しながら、市内転入者等への町内会加入の呼び掛けを積極的に行うなど、更なる加入促進に取り組んでいく必要があります。

## (2) 市政情報と市民意見の共有の促進

平成25年度に市が実施した市民意識調査における「市民参加」に関する調査の結果において（資料編参照）、「市民参画や協働を進めるために力を入れるべきこと」として、「行政の情報を市民と共有するための取組」、「市民から要望や意見を広く受け入れるための取組」が他に比べて回答率が高いことから分かります。市政に関する情報と市民の意見・要望を市民及び市の双方が共有することは、市民参画と協働を推進する上で非常に重要な要素といえます。

そのため、広報にいざや市ホームページに加え、ICT（情報通信技術）の更なる利活用も図りながら、市政情報の積極的な発信を行うとともに、市長への手紙、パブリック・コメント制度等による市民の意見・要望を把握するための取組の更なる充実・発展に努めていく必要があります。その中で、特に、平成28年度から導入した地域担当職員制度については、地域の実情を把握し、市政情報を的確に提供する手段として大事な取組であると考えられるため、引き続き推進していくことが重要です。

このほか、各条例の制定や各種計画の策定時など、政策形成過程における市民参画の手段の一つとして、市では、各種会議等の委員の公募を行っていますが、より幅広い市民の参画を進め、様々な市民の考えを市政に反映させるため、市民が市政に直接的に参画する機会や制度の更なる充実にも取り組んでいく必要があります。

## (3) 市政への関心と参画意欲の向上

平成25年度の市民意識調査の結果を見ると、約7割が条例を「知らない」と回答し、また、「連帯と協働によるまちづくりの進み具合」についても過半数が「わからない」としていることから、条例の認知度や、市民参画と協働に係る取組に関する関心度は、必ずしも十分であるとはいえません。

このため、今後、市民参画と協働によるまちづくりを更に発展させていくためには、条例の更なる周知啓発に加え、自らが暮らすまちへの愛着や誇りを育み、市政への関心や参画の意欲を高めていくことが必要です。

その取組の一つとして、条例の制定と同時期の平成18年から推進してい



る観光都市づくりは、まちの魅力を再発見し、新座への愛着と誇りを育む上で有効な方策といえます。今後も、観光都市づくりサポーターを始め、様々な主体と連携しながら、新座のブランド力の向上を図り、その魅力を広く発信し、浸透させることで、市民の市政への関心を高めていただくとともに、参画意識を持っていただくことにつながると考えられます。

こうした取組などを通じて、市民の一人一人がまちづくりの主体として、身近なところから市政に参画し、協働によるまちづくりの意義や成果を実感することによって、やりがいにつながり、それが更なる市民参画と協働を促進し、結果として条例の理念の浸透にもつながっていく、そうした好循環を創り出していくことが重要です。

以上のように、これまでの10年間の市民参画と協働に係る取組の成果と課題を踏まえながら、今後も引き続き、条例が目指す人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に向けて、市民、市議会、市の協働による自治の推進に積極的に取り組んでいくことが必要です。



## <資料編>

### 新座市自治憲章条例

○新座市自治憲章条例

平成18年9月26日

条例第29号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務（第5条—第11条）

第3章 参画及び協働（第12条—第16条）

第4章 市政運営の基本的事項

第1節 市政運営の原則（第17条・第18条）

第2節 行財政効率化（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

##### 附則

私たちのまち新座は、古くから黒目川・柳瀬川の清流と緑豊かな武蔵野の自然に恵まれ、先人が野火止用水を始め豊かな文化をはぐくんできた歴史あるまちである。

私たちは、その貴重な自然環境や文化を引き継いでいくとともに、安全で安心な真に豊かで潤いのある地域社会を、私たち自身の手で築き、育て、将来の世代へ残していかなければならない。

そのためには、市民が市政に主体的に参画し、市議会及び市との協働により市民自治を進めていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、人と人とのかかわりを大切にし、互いにあいさつし合えるような「豊かで潤いのある住みよいまち新座」を目指して、自助・共助・公助の下で、自立した地域社会を実現させるため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の自治について、基本理念を定め、市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、もって人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市政に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重しなければならない。

2 市は、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(2) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価の過程に加わることをいう。

(3) 協働 それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、この条例の目的の達成のため、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されるものとする。

(1) 一人一人の人権が尊重され、その個性及び能力が十分に生かされること。

(2) 市民の主体的な市政への参画が保障されること。

(3) 市民、市議会及び市は、互いの立場を尊重し、協働すること。

(4) 市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有すること。

## 第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報の公開を求める権利を有する。

3 市民は、自己の情報を保護される権利を有する。

4 市民は、安全な地域社会で、安心して生活し、及び活動する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に市政に参加し、及び協力するよう努めなければならない。ただし、市政に参加しないこと又は協力しないことを理由にいかなる不利益も受けない。

(市議会の責務)

第7条 市民の代表である議員により組織された市議会は、市民の意思を市政に反映させるために、その把握に努めなければならない。

2 市議会は、開かれた議会運営を推進するため、市議会の活動に関して、市民に説明する責任を有するとともに、市民と情報を共有するよう努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、政策提案能力及び政策審議能力を高め、誠実に職務を遂行しなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第4条の基本理念にのっとり、この条例の目的の達成に必要な施策を講じなければならない。

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、開かれた市政運営を行い、かつ、健全な財政運営を行わなければならない。

3 市長は、行政の各分野にまたがる問題について、総合的な調整を図らなければならない。

4 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的に職務を行わせなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、及び効率的に職務を執行しなければならない。

2 市職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、知識、技術等能力の向上を図らなければならない。

### 第3章 参画及び協働

(参画及び協働のための環境整備)

第12条 市は、市民が市政へ参画し、及び市と協働するための環境を整備するものとする。この場合において、未成年者の参画、男女共同参画及び審議会等における市民の登用に十分に配慮するものとする。

(パブリック・コメント制度等)

第13条 市は、市民の意見を把握し、市政に反映させるために、施策等の形成過程において、パブリック・コメント制度等を実施するものとする。

(計画の策定及び実施)

第14条 市は、福祉、教育、文化、都市計画、環境等の重要分野に係る基本構想及びこれに基づく計画を策定し、及び実施するときは、広く市民の参画を得て協働して行うものとする。

(住民投票)

第15条 市は、直接市民の意思を確認する必要がある重要事項について、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を行うことができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、

それぞれの事案に応じて別に条例で定める。

(コミュニティ活動等の支援)

第16条 市は、市民のコミュニティ活動及びボランティア活動を促進するために、人材の育成及び発掘、情報及び施設の提供等必要な支援を行うものとする。

#### 第4章 市政運営の基本的事項

##### 第1節 市政運営の原則

(説明責任)

第17条 市は、市が保有する情報は本来市民のものであるとの認識に立ち、市政に関する情報を市民に積極的に公開するとともに、市政についての説明を十分に行うものとする。

(市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等)

第18条 市は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に公正かつ迅速に対応するための措置を講じるものとする。

2 市は、市民のプライバシーその他の権利利益を保護し、及び救済するための措置を講じるものとする。

##### 第2節 行財政効率化

(財政)

第19条 市は、事務事業の見直し、民間活力の活用等行財政効率化に努めるとともに、健全な財政運営の仕組みを確立するものとする。

2 市は、市の財政状況を毎年分かりやすく市民に公表し、市の財政についての市民の意識を高めるよう努めるものとする。

(評価)

第20条 市は、政策等の成果を明らかにし、第三者を含めてその内容を客観的に評価し、その結果を市政運営に反映させるものとする。

2 市は、前項に規定する評価の結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

#### 第5章 雑則

(連携及び協力)

第21条 市は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(改正)

第22条 市は、この条例を改正しようとするときは、市民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

# 第13回新座市民意識調査（平成25年12月）（抜粋）

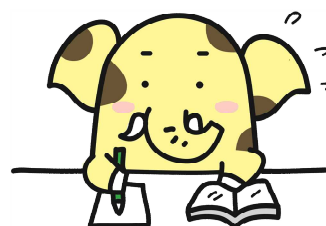
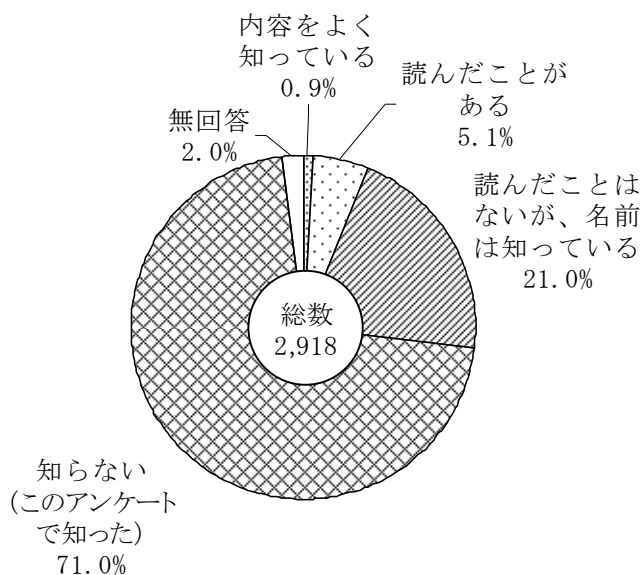
## 【調査の概要】

- ・ 調査対象：6,000人（新座市に居住する20歳以上の市民から無作為抽出）
- ・ 調査期間：平成25年10月11日～10月28日
- ・ 回収数：2,918件

## 10 市民参加について

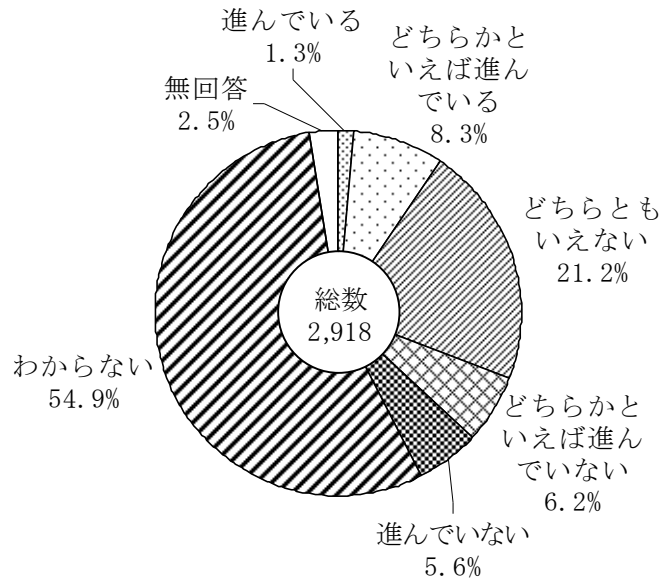
### (1) 新座市自治憲章条例の認知

問15 市では、市民と市との連帯と協働によるまちづくりを進めていくため、市民の主体的な市政への参画を保障する「新座市自治憲章条例」を制定しています。あなたは、「新座市自治憲章条例」を知っていますか。次の中から1つ選んで、○をつけてください。



(2) 市民と市との連帯と協働によるまちづくりについての認識

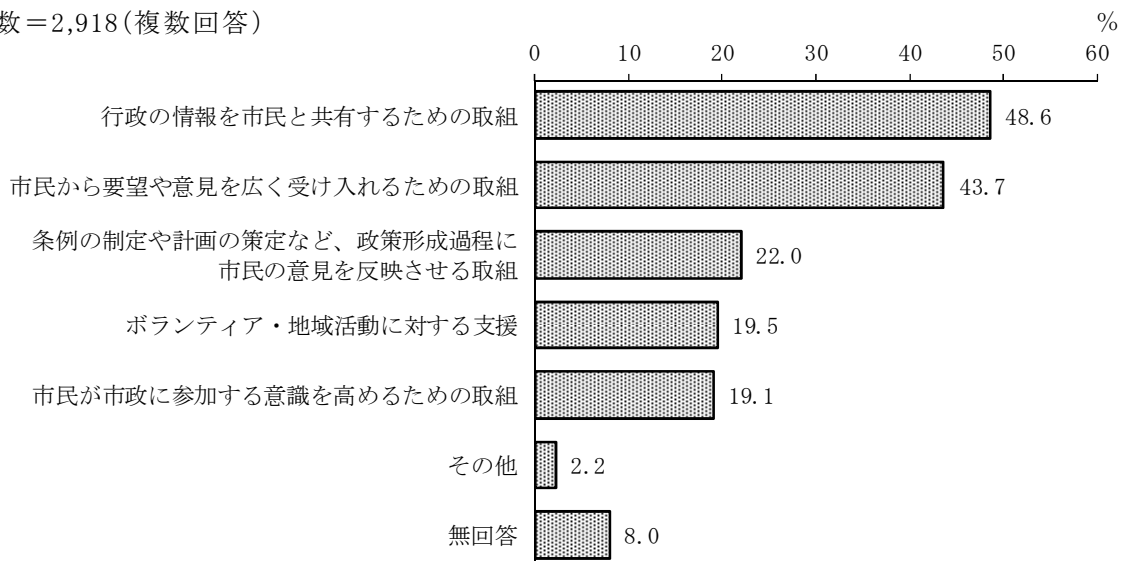
問 1 6 市では、新座市自治憲章条例に基づき、開かれた市政の推進や、地域活動への支援などに努めています。これらの取組の結果、市民と市が互いに協力して市政を推進する連帯と協働によるまちづくりは進んでいると感じますか。次の中から1つ選んで、○をつけてください。



(3) 市民参画や協働を進めるために力を入れるべきこと

問 1 7 今後、市民参画や協働を進める上で、どのような取組の強化・内容の充実が特に必要だと感じますか。次の中から2つまで選んで、○をつけてください。

総数=2,918(複数回答)







**【気軽にご相談ください】**

★ **ボランティア・地域活動に興味がある、参加したいという方は…**

コミュニティ推進課、ボランティア・地域活動支援室

(市役所本庁舎2階 ☎ 048-477-1583)

★ **町内会に加入したい、活動内容を知りたいという方は…**

コミュニティ推進課 (市役所本庁舎2階 ☎ 048-477-1583)

★ **市政に関心がある、市にまつわる資料を閲覧したいという方は…**

市政情報課 (市役所第二庁舎2階 ☎ 048-424-9163)

★ **そのほか、市民参画と協働に係る取組や、条例の内容を知りたいという方は…**

企画課 (市役所本庁舎2階 ☎ 048-477-1782)

**新座市自治憲章条例**

**市民参画と協働の10年の歩み**

発行日：平成28年10月

発行：新座市

編集：新座市企画財政部企画課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

☎ 048-477-1782